

インドネシア知的財産権総局捜査局と 権利行使の実態

国際第4委員会*

抄録 近年、インドネシアへの日本企業の進出が急増し、市場としての重要性が高まっています。しかし、日本企業にとって同国の知的財産制度や権利活用に関する情報は未だ十分ではなく、その運用実態も不明点が多くあります。そこで本稿では、インドネシアにおける知的財産権の権利行使について、現地知的財産権総局や法律事務所等で収集した情報をもとにQ&A方式で紹介します。

Q 1 インドネシアにおける知的財産権侵害に対する法的対抗手段として、どのような手続きが可能ですか？

A 1 民事裁判手続、行政手続、刑事手続が可能です。最も頻繁に用いられ、成果を上げているのは刑事手続です。

Q 2 刑事手続が有効な権利行使手段として定着しているのは何故ですか？

A 2 民事裁判手続について、法律上は損害賠償請求（特118条、商76条、意46条等）や仮処分を含む差止請求（特134条、商85条、意46条等）が認められています。しかし、仮処分を含む差止請求については、2012年7月に最高裁規則が発行されるまで施行規則がなく、実際の運用にまでは至っていません。民事裁判手続による損害賠償請求については、原告側が勝訴した例はごく僅かであり、イスラム国家であるインドネシア人の精神風土（他人の過ちを寛大に許すことが人間の徳を高めると考えられている）に合わないとの考えもあります。

行政手続について、関税法により、商標権と著作権を侵害する物品の税関差止めが認められています。しかし、こちらも2012年7月に最高

裁規則が発行されるまで施行規則がなく、実際の運用にまでは至っていません。特許権侵害については、関税法上の規定がありません。

このような状況から、インドネシアにおける知的財産の権利行使は専ら刑事手続になっています。

Q 3 2012年7月に発行された最高裁規則（No.4/2012, No.5/2012）の概要とその実効性について教えてください。

A 3 規則No.4/2012は、商標権と著作権の税関差止手続を規定しています。本規則規定により理論上税関差止が可能となりましたが、現地弁護士によると、実際の差止事例は2013年1月時点では聞いたことがないそうです。規則だけでは不十分で、実効性を出すには政令、省令で更なる詳細規定が必要との意見もあります。

規則No.5/2012は、商標権、意匠権、特許権、著作権の仮処分手続を規定しています。手続には、インドネシア国内に5カ所ある商務裁判所への申立が必要です。担保金が必要であり、現

* 2013年度 The Fourth International Affairs Committee

地弁護士によると2013年1月時点での運用実績はないそうです。

Q 4 刑事手続について、知的財産権侵害事件に関する被害届は、どこに提出すればよいのですか？

A 4 特許権、意匠権、商標権に関する知的財産権侵害は親告罪です。これらの捜査権限は、警察官の他、知的財産権総局捜査局の文民捜査官にも与えられています。知的財産権侵害に関する被害届は、警察（国家警察又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察）或いは、知的財産権総局捜査局で受理されます。

Q 5 侵害の告発にあたって、被害届と一緒に提出が必要な証拠は何ですか？

A 5 侵害品の見本と、侵害されている知的財産権の証明書（登録証）です。警察へ被害届を提出する場合は、知的財産権総局からの鑑定書ももらっておくとよいとされています。

Q 6 侵害品の見本には公証が必要ですか？

A 6 警察や知的財産権総局捜査局へ被害届を提出する場合、通常、侵害品の公証は不要です。ただし、コピーや写真などではなく、原本や現物を確保することが肝要です。また、領収書など侵害品の入手先を示す証拠を提出する必要があります。一方、民事訴訟提起（インドネシアではあまり活用されていませんが）の場合には提出書類の公証が必要との見解もあります。

Q 7 知的財産権総局捜査局の活動概要について、教えてください。

A 7 捜査局は、深刻化するインドネシア国内の知的財産権侵害に対応するため、

2011年4月に創設されました。知的財産権侵害品の監視及び差押さえ等の成果を上げています（表1）。利用者は、インドネシア国内企業が多く、国外企業では、スウェーデン、スイス、英国、タイ、日本等の企業が利用しています。中でも日本企業の利用が多く、バッテリー、送水ポンプ、簡易発電機、バイクのスペアパーツなどの活動事例があります。

表1 知的財産権総局捜査局の実績（件数）¹⁾

	特許	小特許	意匠	商標	著作権
2011	0	0	2	26	2
2012	2	0	6	24	6

Q 8 表1における特許権の活動事例を、教えてください。

A 8 1件は、屋根の断熱材の特許に関するものです。韓国企業の特許権者が、実際の侵害品とインドネシア特許登録証をインドネシア代理人と一緒に持参したことに基づき、2012年1月レイド（強制捜査）を実施しました。もう1件は、台湾企業の特許権者の被害届に基づき、2012年2月にレイドを実施しています（詳細は不明）。

Q 9 捜査局を利用する利点を教えてください。

A 9 捜査局は、知的財産権総局の内部組織なので知的財産の専門家から構成されており、証拠品の侵害判断が早く、レイドまでの日数が短いというメリットがあります。また、オペレーションの費用が安い、マスコミとのコネクションが強く権利者が希望すればテレビや新聞等の報道関係者を呼んできてくれる、などのメリットもあります。

Q 10 捜査局を利用する場合の費用は、どれくらいですか？

A 10 捜査局が政府から支給されている予算は1件あたり約IDR 35,000,000（約350,000円）とのことです。この費用には侵害現場での2日分の活動費用が含まれていますが、現場が遠方の場合4、5日かかることもあります。この場合、権利者が超過分を負担します。権利者は、通常、セカンドオピニオンの費用（大学機関を利用した場合、通常IDR 5,000,000以上（約50,000円以上））、捜査官の現場活動に関する交通費、宿泊費、食事代も負担します。捜査局の活動（1件）に対して支払う権利者のトータル費用は、約USD 10,000～USD 15,000（代理人費用を含む）といわれています。

また、捜査局の捜査官は警察官と同等の捜査権限を与えられていますが、銃の使用はできません。レイドの際は、不測の事態に備え、警察官が立会うのが通常です。この場合、権利者は警察官の日当等も負担します。

Q 11 インドネシアにおける侵害実態調査について教えてください。

A 11 インドネシアにおける知的財産権侵害は、国内での製造販売に関する侵害行為よりも輸入販売に関する侵害行為が多いようです。輸入販売に関する侵害行為に対しては、インドネシアの地理的な特性、複雑な流通経路などから、侵害情報が入っても調査が難しい場合があります。現地の法律事務所と連絡を取り、確実な情報が得られるようにすることが重要です。

インドネシアで侵害品の販売が確認された場合、現地の法律事務所に侵害品の購入や証拠の収集を依頼します。法律事務所は、侵害者を訪問し、侵害品の購入、購入を証拠づける請求書や領収書の入手、また侵害品に付属するマニュアル、パッケージ、パンフレットなどを独自で入手します。B to B製品のように侵害品の入手が容易でない場合は、現地の法律事務所と現地

の調査会社とが連携して入手を検討するのが通常です。

Q 12 インドネシアにおける模倣行為再発防止策として、法的対抗手段の他に有効な手段はありますか？

A 12 インドネシアの新聞には、模倣品関連の広告（知的財産権の取得通知、警告、謝罪広告など）がほとんど毎日掲載されています²⁾。製品によって新聞広告の効果は異なりますが、一般消費財のようなものであれば効果的であり、例えば、模倣品情報を掲載した新聞広告を見た善意の販売店から自己販売品の侵害要否確認があり、その後模倣品と判明して自ら販売を止めたケースもあるようです。

なおこの原稿は2012年度の国際第3委員会の活動によるものです。

注 記

- 1) 捜査局訪問時のヒアリング結果を基に作成（訪問日：2013. 1. 17）。表中の小特許権は日本の実用新案権に相当する。
- 2) 「ハキンダ・インターナショナル」ウェブサイト 地元新聞ニュース
<http://www.hakindah.co.id/>（参照日：2012. 5. 22）

参考文献

- ・産業財産権侵害対策概要ミニガイド インドネシア（作成日：2012年1月16日）
<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/Indonesia.html>（参照日：2013. 2. 18）
- ・山本芳栄、パテント、Vol.63, No.1（2010）
- ・山本芳栄、日本機械輸出組合知的財産権問題専門委員会講演録 インドネシアの知的財産事情（2011年7月）
- ・JETROウェブサイト 世界のビジネスニュース
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/biznews/504715e6b90f0>（参照日：2012. 10. 1）

（原稿受領日 2013年7月12日）